

年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

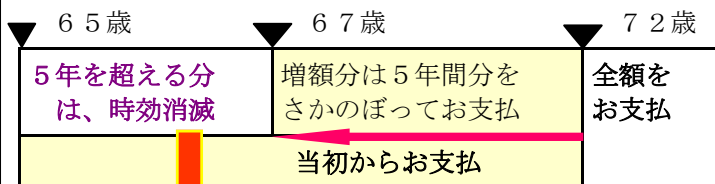
今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

これからは

年金時効特例法の成立により過去に時効消滅した分も含めて全期間さかのぼってお支払いします。

【具体例】 65歳から年金を受給していた方で、72歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



この部分をお支払いします

手続きなど、詳しくは、お近くの「社会保険事務所」またはねんきんダイヤル0570-05-1165まで
社会保険庁HP (<http://www.sia.go.jp/>)

2012年問題

団塊世代が定年を迎えて退職者が増える2007年は「07年問題」として大きな問題となっていたが、実は60歳の定年を迎えてもしばらくは企業の再雇用や別の会社への再就職で働き続ける人が多く、マスコミで喧伝されたほどの大きな問題となっていない。

厚生労働省も高齢者雇用安定法などで、国民年金の支給が65歳に引き上げられた空白期間をなくすために、事業主は、(1)定年の引き上げ、(2)継続雇用制度の導入、(3)定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じなければならないとしている。そのため、60歳を迎えた者も完全に会社を辞めてしまうのではなく、嘱託といった形で働き続けている場合が増えている。

慶應大学の樋口実雄教授が警告するのは、「定年から5年経ち、団塊世代が65歳になって仕事から完全に引退する人が増える2012年である。企業は生産性を上げないと、日本は成長できなくなる」ということである。

ニッセイ基礎研究所の推計によると高齢者の再雇用が進まないと、日本の労働力人口の減少数は07年の33万人から拡大を続け、12年と13年に46万人のピークを迎えるという。人手不足による経済成長の鈍化を防ぐには、高齢者や女性を働き手として活用する必要がある。

経営革新セミナー・個別相談会

<目的> 本セミナーは、今後企業が発展し伸びていくには大変重要な影響を与えるマーケティングとIT活用の知識を得るために開催致します。
また、個別相談会では、創業における手順、会社経営のノウハウなど経営上の問題について、きめ細かくご相談に応じます。

<開催日> 平成19年10月11日(木)
セミナー : 13:30 ~ 15:00 個別相談会 : 15:00 ~

<会場> 広陵町商工会館

<テーマ> 【マーケティングとIT活用法】

<参加料> 無料

<講師> 下城 園代(中小企業診断士・ITコーディネーター)

<申込み方法> 別紙申込書に必要事項をご記入の上、下記お申込み先へFAXまたはEメールにてお願い致します。

*申込用紙は葛城地区商工会広域協議会または地元商工会事務局にあります

<お問い合わせ・お申込み先> 下記商工会広域協議会または地元商工会へ

葛城地区商工会広域協議会 Tel 0745-55-9355 FAX 0745-55-2614

Eメール k.kouiki@shokoren-nara.or.jp

主催 奈良県商工会連合会経営革新支援アドバイザーセンター 葛城地区商工会広域協議会

※依頼者の個人情報は、奈良県商工会連合会のプライバシーポリシーに基づき取扱います。シニアアドバイザー制度に関する業務以外では使用いたしません。